

厚生労働省令第 号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

平成十八年 月 日

厚生労働大臣 川崎 二郎

障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令

（精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準等の廃止）

第一条 次に掲げる省令は、廃止する。

- 一 精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十七号）
- 二 指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成十四年厚生労働省令第七十九号）
- 三 指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成十四年厚生労働省令第八十一号）
- 四 身体障害程度区分に関する省令（平成十四年厚生労働省令第九十八号）
- 五 知的障害程度区分に関する省令（平成十四年厚生労働省令第九十九号）

六 知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準（平成十五年厚生労働省令第二十二号）

七 支援費の請求に関する省令（平成十五年厚生労働省令第四十三号）

（支援費の請求に関する省令の廃止に伴う経過措置）

第二条 この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前に行われた支援費の請求に関する省令第一条第一項に規定する支援費及び同条第二項に規定する特定入所者食費等給付費の請求については、なお従前の例による。

（健康保険法施行規則の一部改正）

第三条 健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第九十八条第一号中「第二十一条の九第二項」を「第二十条第二項」に改め、「給付」の下に「又は同法第二十四条の二十第一項（同法第六十三条の三の二第三項において適用する場合を含む。）の障害児施設医療費の支給」を加え、同条第三号中「自立支援医療費」の下に「、同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費」を加える。

第一百六条第一号中「第二十一条の九第二項」を「第二十条第二項」に改め、「給付」の下に「又は同法

第二十四条の二十第一項（同法第六十二条の三の二第三項において適用する場合を含む。）の障害児施設医療費の支給」を加え、同条第二号中「自立支援医療費」の下に「、同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費」を加える。

第一百七十七条第一号中「第二十一条の九第二項」を「第二十条第二項」に改め、「給付」の下に「又は同法第二十四条の二十第一項（同法第六十二条の三の二第三項において適用する場合を含む。）の障害児施設医療費の支給」を加え、同条第二号中「自立支援医療費」の下に「、同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費」を加える。

第一百八条第一号中「自立支援医療費」の下に「、同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費」を加える。

（船員保険法施行規則の一部改正）

第四条 船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）の一部を次のように改正する。

第四十七条第一号中「第二十一条の九第二項」を「第二十条第二項」に改め、「給付」の下に「又八同

法第二十四条の二十第一項（同法第六十二条の三の二第三項ニ於テ適用スル場合ヲ含ム）ノ障害児施設医

療費ノ支給」を加え、同条第三号中「自立支援医療費」の下に「、同法第七十条第一項ノ療養介護医療費
又八同法第七十一条第一項ノ基準該当療養介護医療費」を加える。

第四十七条ノ二ノ八第一号中「第二十一条の九第二項」を「第二十条第二項」に改め、「給付」の下に
「又八同法第二十四条の二十第一項（同法第六十三条の三の二第三項ニ於テ適用スル場合ヲ含ム）ノ障害
児施設医療費ノ支給」を加え、同条第二号中「自立支援医療費」の下に「、同法第七十条第一項ノ療養介
護医療費又八同法第七十一条第一項ノ基準該当療養介護医療費」を加える。

第四十七条ノ二ノ九第一号中「第二十一条の九第二項」を「第二十条第二項」に改め、「給付」の下に
「又八同法第二十四条の二十第一項（同法第六十三条の三の二第三項ニ於テ適用スル場合ヲ含ム）ノ障害
児施設医療費ノ支給」を加え、同条第二号中「自立支援医療費」の下に「、同法第七十条第一項ノ療養介
護医療費又八同法第七十一条第一項ノ基準該当療養介護医療費」を加える。

第四十七条ノ三第一号中「自立支援医療費」の下に「、同法第七十条第一項ノ療養介護医療費又八同法
第七十一条第一項ノ基準該当療養介護医療費」を加える。

（予防接種法施行規則の一部改正）

第五条 予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第九条第三号を次のように改める。

三 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）に規定する障害者支援施設

第九条第五号を削る。

（予防接種法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第六条 施行日から障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）附則第一条第

三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、前条の規定による改正後の予防接種法施行規則第九条第

三号中「障害者支援施設」とあるのは、「障害者支援施設又は同法附則第四十一条第一項若しくは同法附

則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた同法附則第四

十一条第一項に規定する身体障害者更生援護施設若しくは同法附則第五十八条第一項に規定する知的障害

者援護施設（同法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号

）第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設及び同法第二十一条の七に規定する知的障害者授産施設

に限る。）とする。

(社会保険診療報酬請求書審査委員会及び社会保険診療報酬請求書特別審査委員会規程の一部改正)

第七条 社会保険診療報酬請求書審査委員会及び社会保険診療報酬請求書特別審査委員会規程(昭和二十三年厚生省令第五十六号)の一部を次のように改正する。

第四条の表二の項中「第四項」の下に「(同法第七十条第二項及び第七十一条第二項において準用する場合を含む。)」を、「第六十二条」の下に「(同法第七十二条において準用する場合を含む。)」を加え、「第二十一条の九の三(一)」を「第二十一条の二(同法第二十四条の二十一(同法第六十三条の三の二)第三項において適用する場合を含む。)」及び「」に改める。

(社会福祉法施行規則の一部改正)

第八条 社会福祉法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十八号)の一部を次のように改正する。

第一条を第一条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

(令第一条第二号に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービス事業)

第一条 社会福祉法施行令(昭和三十二年政令第百八十五号。以下「令」という。)第一条第二号に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービス事業は、次の各号に掲げるものとする。

一 障害者自立支援法施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）第六条の十第一項第一号に規定する就労継続支援A型に係る障害福祉サービス事業

二 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第六項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援（前号に掲げるものを除く。）（以下「生活介護等」と総称する。）に係る障害福祉サービス事業であつて、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第 号）第三十七条（同令第五十五条、第七十条及び第八十八条において準用する場合を含む。）及び第五十七条第一項並びに第八十九条第二項の離島その他の地域であつて厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして都道府県知事が認めるものにおいて実施されるもの

第二条第一項中「第二十三条第二項第一号」を「第二十四条第二項第一号」に、「第三十六条第二項第一号」を「第三十七条第二項第二号」に改める。

第十六条第三号中イを削り、ロをイとし、ハをロとし、ニをハとし、ホをニとし、ヘをホとする。

第十六条第七号を削る。

第十六条第六号中イを削り、ロをイとし、ハをロとし、同号を第十六条第七号とする。

第十六条第五号の次に次の一号を加える。

六 法第二条第三項第四号の二に掲げる事業のうち、相談支援事業

第十六条第八号を次のように改める。

八 法第二条第三項第六号に掲げる事業のうち、知的障害者の更生相談に応ずる事業

第二十条中「社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第百八十五号。以下「令」という。）」を「令」に改める。

第三十五条中「第百十条」を「第百十二条」に改める。

第三十六条第一項中「第百十三条第一項」を「第百十五条第一項」に改める。

第三十七条（見出しを含む。）中「第百十六条第一項」を「第百十八条第一項」に改める。

第三十八条中「第百二十六条第一項」を「第百二十八条第一項」に改める。

（社会福祉法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第九条 施行日から法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第八十五号）第一条第二号に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービス事業は、前条の規定による改正後の社会福祉法施行規則（以下この条において「令」という。）第一条各号に掲げるもののほか、法附則第四十一条第一項、第五十八条第一項又は第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた法附則第四十一条第一項に規定する身体障害者更生援護施設、法附則第五十八条第一項に規定する知的障害者援護施設又は法附則第四十八条に規定する精神障害者社会復帰施設に併設して行われる次の各号に掲げる事業とする。

- 一 平成十八年九月三十日において、法附則第八条第一項第六号に規定する障害者デイサービスに係る障害福祉サービス事業を行っている者が引き続き行う生活介護等（令第一条第二号に規定する生活介護等をいう。以下この条において同じ。）に係る障害福祉サービス事業（同号に掲げるものを除く。）
- 二 平成十八年九月三十日において、法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第五十条の二第六項に規定する精神障害者地域生活支援センターを経営する事業を行っている者が引き続き行う生活介護等に係る障害福祉サービス

事業（令第一条第二号に掲げるものを除く。）

三 法附則第四十一条第一項、第五十八条第一項又は第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた法附則第四十一条第一項に規定する身体障害者更生援護施設、法附則第五十八条第一項に規定する知的障害者援護施設又は法附則第四十八条に規定する精神障害者社会復帰施設（障害者自立支援法の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成十八年政令 号）第十六条の規定による改正前の社会福祉法施行令第一条第一号、第二号又は第四号の身体障害者授産施設、知的障害者授産施設又は精神障害者授産施設に限る。）を営む事業を行っていた者が引き続き行う生活介護等に係る障害福祉サービス事業（令第一条第二号に掲げるものを除く。）

（労働者災害補償保険法施行規則の一部改正）

第十条 労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十八条の三の三（見出しを含む。）中「第十二条の八第四項第一号」を「第十二条の八第四項第二号」に改める。

附則第四十八項を次のように改め、第四十九項及び第五十項を削る。

（法第十二条の八第四項第二号の厚生労働大臣が定める施設に関する暫定措置）

48 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、第十八条の三の三第一号中「特別養護老人ホーム」とあるのは、「特別養護老人ホーム及び障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設（同法附則第三十条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第三十条に規定する身体障害者療護施設に限る。）」とする。

（国民健康保険法施行規則の一部改正）

第十一条 国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第五条の四の見出し中「身体障害者療護施設等」を「障害者支援施設等」に改める。

第五条の五第一号中「第二十一条の九第二項」を「第二十条第二項」に改め、「給付」の下に「又は同法第二十四条の二十第一項（同法第六十三条の三の二第三項において適用する場合を含む。）の障害児施設医療費の支給」を加え、同条第三号中「自立支援医療費」の下に「、同法第七十条第一項の療養介護医

療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費」を加える。

第二十七条の十二第一号中「第二十一条の九第二項」を「第二十条第二項」に改め、「給付」の下に「又は同法第二十四条の二十第一項（同法第六十三条の三の二第三項において適用する場合を含む。）の障害児施設医療費の支給」を加え、同条第三号中「自立支援医療費」の下に「、同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費」を加える。

第二十七条の十五第一項第一号中「第二十一条の九第二項」を「第二十条第二項」に改め、「給付」の下に「又は同法第二十四条の二十第一項（同法第六十三条の三の二第三項において適用する場合を含む。）

」の障害児施設医療費の支給」を加え、同項第二号中「自立支援医療費」の下に「、同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費」を加え、同条第二項第一号中「自立支援医療費」の下に「、同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費」を加える。

（母子保健法施行規則の一部改正）

第十二条 母子保健法施行規則（昭和四十年厚生省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「第二十一条の九第七項」を「第二十条第七項」に改める。

第十四条第一項中「第二十一条の九の四第一項」を「第二十一条の三第一項」に改める。

第十五条第一号中「第二十一条の九の五」を「第二十一条の四」に、「第二十一条の九第八項」を「第二十条第八項」に改める。

（雇用保険法施行規則の一部改正）

第十三条 雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

附則第十五条の八第二項第二号へ中「第二十一条の二十八」を「第二十一条の十」に改める。

（障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令の一部改正）

第十四条 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和五十年厚生省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号を次のように改める。

三 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）に規定する療養介護を行う病院（療養介護を行う病床に限る。）又は障害者支援施設

第一条第五号を次のように改める。

五 削除

第十四条（見出しを含む。）中「第二十六条の二第一号」を「第二十六条の二第二号」に改める。

（障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

第十五条 施行日から法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、前条の規定による改正後の障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令第一条第三号中「又は障害者支援施設」とあるのは、「、障害者支援施設又は同法附則第四十一条第一項若しくは第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた同法附則第四十一条第一項に規定する身体障害者更生援護施設若しくは同法附則第五十八条第一項に規定する知的障害者援護施設」とする。

（療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部改正）

第十六条 療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「第二十一条の九第二項」を「第二十条第二項」に改め、「給付」の下に「又は

同法第二十四条の二十第一項（同法第六十三条の三の二第三項において適用する場合を含む。）の障害児施設医療費の支給」を加え、同項第二号中「自立支援医療費」の下に「、同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費」を加える。

（障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部改正）

第十七条 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中「第九条第四項」を「第九条第五項」に改める。

第十八条第一項中「第五十条の三」を「第五十条」に改める。

（老人保健法施行規則の一部改正）

第十八条 老人保健法施行規則（昭和五十八年厚生省令第二号）の一部を次のように改正する。

第四十四条中第九号を第十号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第二号中「自立支援医療費」の下に「、同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費」を加え、同号を同条第三号とし、同条第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六十三条の三の二第一項又は第二項の規定により障害児施設給付費等を支給することができることとされた者に対する同法第二十四条の二十第一項に規定する障害児施設医療費の支給

第五十一条中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号中「自立支援医療費」の下に「、同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費」を加え、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 児童福祉法第六十三条の三の二第一項又は第二項の規定により障害児施設給付費等を支給することができることとされた者に対する同法第二十四条の二十第一項に規定する障害児施設医療費の支給

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則の一部改正）

第十九条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号を次のように改正する。

一 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設の中に設けられた診療所

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二十条 施行日から法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号）

第二条第一項第一号の厚生労働省令で定めるものは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則第一条各号に掲げるもののほか、法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設（法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第三十条に規定する身体障害者療護施設に限る。）の中に設けられた診療所とする。

（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部改正）

第二十一条 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）の一部を次のよう

に改正する。

第二条第四号中「、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設」を削り、同条第五号中「及び精神障害者社会復帰施設」を削り、同条第九号中「、知的障害者デイサービスセンター、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮及び知的障害者福祉ホーム」を削り、同条第十三号を同条第十四号とし、同条第十二号の次に次の一号を加える。

十三 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム及び障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る。）又は相談支援事業を行う施設

第二十条第一号中「（昭和二十二年法律第六十四号）」を削る。

（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二十二条 施行日から法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、前条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第二条第十三号中「福祉ホーム及び」とあるのは、「福祉ホーム、同法附則第四十一条第一項、第四十八条又は第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により

運営をすることができるとされた同法附則第四十一条第一項に規定する身体障害者更生援護施設、同法附則第四十八条に規定する精神障害者社会復帰施設又は同法附則第五十八条第一項に規定する知的障害者援護施設及び」とする。

2 施行日前に前条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第二条第四号に規定する身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム又は身体障害者授産施設において相談援助の業務に従事した者については、前条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第二条第十三号に規定する施設において相談援助の業務に従事した者とみなす。

3 施行日前に前条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第二条第五号に規定する精神障害者社会復帰施設において相談援助の業務に従事した者については、前条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第二条第十三号に規定する施設において相談援助の業務に従事した者とみなす。

4 施行日前に前条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第二条第九号に規定する知的障害者デイサービスセンター、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮及び知的

障害者福祉ホームにおいて相談援助の業務に従事した者については、前条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第二条第十三号に規定する施設において相談援助の業務に従事した者とみなす。

（老人訪問看護療養費、訪問看護療養費等の請求に関する省令の一部改正）

第二十三条 老人訪問看護療養費、訪問看護療養費等の請求に関する省令（平成四年厚生省令第五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「自立支援医療費」の下に「、同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費」を加える。

（介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則の一部改正）

第二十四条 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則（平成四年労働省令第十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第三十九号を次のように改める。

三十九 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス

第一条第四十号を次のように改める。

四十 障害者自立支援法第五条第二十一項に規定する地域活動支援センターにおいて行われる入浴、排

せつ、食事等の介護及び機能訓練

第一条中第四十一号から第四十三号までを削り、第四十四号を第四十一号とし、第四十五号から第四十八号までを三号ずつ繰り上げ、第四十九号から第五十三号までを削り、第五十四号を第四十六号とし、第五十五号から同条第六十号までを八号ずつ繰り上げる。

(介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二十五条 施行日から法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成四年法律第六十三号)第二条第一項の厚生労働省令で定める福祉サービス又は保健医療サービスは、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則第一条各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げるものとする。

一 法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設において行われる入浴、排せつ、食事等の介護

二 法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた同項に規定する知的障害者援護施設（法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設及び同法第二十一条の七に規定する知的障害者授産施設に限る。）において行われる入浴、排せつ、食事等の介護

（福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第二十六条 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律施行規則（平成五年厚生省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「身体障害者更生施設」を「障害者支援施設」に改める。

（精神保健福祉士法施行規則の一部改正）

第二十七条 精神保健福祉士法施行規則（平成十年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号及び第六号を次のように改める。

五 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）に規定する精神保健福祉センター、障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）附則第四十五条の規定による改正

前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者地域生活援助事業を行う施設、障害者自立支援法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者社会復帰施設及び障害者自立支援法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた精神障害者社会復帰施設

六 障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行うものに限る。）又は相談支援事業を行う施設、障害者支援施設、地域活動支援センター及び福祉ホーム（主として精神障害者（同法第四条第一項に規定する精神障害者をいう。）に対してサービスを提供する施設に限る。）

（介護保険法施行規則の一部改正）

第二十八条 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第八十三条の二第四号、第八十三条の三第二号及び第九十八条第四号中「自立支援医療費」の下に「、同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費」を加える。

第一百十三条の二第二号イ中「身体障害者福祉法」の下に「（昭和二十四年法律第二百八十三号）」を加

え、「身体障害者更生援護施設」を「身体障害者社会参加支援施設」に改め、「補装具製作施設」の下に「及び盲導犬訓練施設」を加え、「及び同法第五十条の二第一項に規定する精神障害者社会復帰施設」及び「第五条第一項に規定する知的障害者援護施設及び同法」を削り、「知的障害者更生相談所」の下に「障害者自立支援法第五条第十二項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）」を加え、同号口中「第五条第十六項に規定する共同生活援助を行う事業」を「第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第六項に規定する生活介護、同条第十項に規定する共同生活介護、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援、同条第十五項に規定する就労継続支援及び同条第十六項に規定する共同生活援助に限る。）」に改め、同条第三号イ中「、身体障害者福祉法第三十条に規定する身体障害者療護施設、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十条の二第二項に規定する精神障害者生活訓練施設（障害者自立支援法第五条第八項に規定する短期入所に係る事業を行うものに限る。）」、知的障害者福祉法第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設」を「、障害者支援施設、障害者自立支援法第五条第八項に規定する短期入所に係る事業を行う施設」に改め、同号口中「規定する居宅介護」の下に「、同条第三項に規定する重度訪問介護」を加える。

(介護保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二十九条 施行日から法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、前条の規定による改正後の介護保険法施行規則(以下この条において「新介護保険法施行規則」という。)第百十三条の二第二号イ中「介護老人保健施設」とあるのは、「介護老人保健施設、障害者自立支援法附則第四十一条第一項、第四十八条又は第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同法附則第四十一条第一項に規定する身体障害者更生援護施設、同法附則第四十八条に規定する精神障害者社会復帰施設又は同法附則第五十八条第一項に規定する知的障害者援護施設」とする。

2 施行日から法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、新介護保険法施行規則第百十三条の二第三号イ中「療養病床に係るもの」とあるのは、「療養病床に係るもの、障害者自立支援法附則第四十一条第一項又は第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同法附則第四十一条第一項に規定する身体障害者更生援護施設(同法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法第三十条に規定する身体障害者療養施設に限る。)又は障害者自立支援法附則第五十八条第一項に規定する知的障害者援護施設(同法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害

者福祉法第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設に限る。」とする。

3 平成十八年四月一日から平成十八年九月三十日までの間に、法附則第八条第一項第六号に規定する障害者デイサービスを行う事業（法附則第三十四条の規定による改正前の身体障害者福祉法第四条第三項に規定する身体障害者デイサービスを行う事業に限る。）に従事していた者は、新介護保険法施行規則第一百三条の二第二号ロに規定する事業の従事者とみなす。

4 平成十八年四月一日から平成十八年九月三十日までの間に、法附則第八条第一項第五号に規定する外出介護を行う事業に従事していた者は、新介護保険法施行規則第一百三十一条の二第三号ロに規定する事業の従事者とみなす。

5 施行日前に法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法（以下この条において「旧身体障害者福祉法」という。）第五条第一項に規定する身体障害者更生援護施設（同法第三十二条に規定する補装具製作施設を除く。）、法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下この条において「旧精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」という。）第五十条の二第一項に規定する精神障害者社会復帰施設若しくは法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法

（以下この条において「旧知的障害者福祉法」という。）第五条第一項に規定する知的障害者援護施設の従業者又はこれに準ずる者であつたものは、新介護保険法施行規則第百十三条の二第二号イに規定する施設の従業者又はこれに準ずる者とみなす。

6 施行日前に旧身体障害者福祉法第三十条に規定する身体障害者療護施設、旧精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十条の二第二項に規定する精神障害者生活訓練施設（法第五条第八項に規定する短期入所に係る事業を行うものに限る。）及び旧知的障害者福祉法第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設の従業者であつた者は、新介護保険法施行規則第百十三条の二第二号イに規定する施設の従業者とみなす。

（身体障害者補助犬法施行規則の一部改正）

第三十条 身体障害者補助犬法施行規則（平成十四年厚生労働省令第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第四条の二第四項」を「第四条の二第三項」に、「身体障害者更生援護施設」を「身体障害者社会参加支援施設」に改める。

第三条第三項中「第四条の二第四項」を「第四条の二第三項」に改める。

(身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準の一部改正)

第三十一条 身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準(平成十五年厚生労働省令第二十一号)の一部を次のように改める。

題名を次のように改める。

身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一条 第十二条)

第二章 身体障害者福祉センター(第十三条 第二十四条)

第三章 補装具製作施設(第二十五条 第二十八条)

第四章 盲導犬訓練施設(第二十九条 第三十三条)

第五章 視聴覚障害者情報提供施設(第三十四条 第四十二条)

附則

第一章中「身体障害者更生援護施設」を「身体障害者社会参加支援施設」に改める。

第三条第二項中「第六十五条」を「第十三条」に改める。

第二章から第五章までを削る。

第六十五条第一号中「身体障害者更生援護施設」を「身体障害者社会参加支援施設」に改め、同条第二号中「障害者デイサービス（障害者自立支援法附則第八条第一項第六号に規定する障害者デイサービスをいう。次号において同じ。）を行う事業を行うとともに」を「創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進」に、「の福祉の増進を図る」を「が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な」に改め、同条第三号を削り、同条第四号を同条第三号とし、第六章中同条を第十三条とする。

第六章中第六十六条を第十四条とし、第六十七条から第七十二条までを五十二条ずつ繰り上げる。

第七十三条を次のように改める。

（施設長の責務）

第七十三条 身体障害者福祉センターの施設長は、当該身体障害者福祉センターの職員の管理、業務の実

施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 身体障害者福祉センターの施設長は、職員にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

第六章中第七十二条を第二十一条とし、同条の次に次の三条を加える。

(勤務体制の確保等)

- 第二十二条 身体障害者福祉センターは、利用者に対し、適切な支援を行うことができるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

- 2 身体障害者福祉センターは、当該身体障害者福祉センターの職員によって支援を行わなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

- 3 身体障害者福祉センターは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

- 第二十三条 身体障害者福祉センターは、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水につい

て、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、治療に必要な機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 身体障害者福祉センターは、当該身体障害者福祉センターにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(身体障害者福祉センターが利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第二十四条 身体障害者福祉センターが利用者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接当該利用者の便益を向上させるものであつて、当該利用者に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際には、当該金銭の用途及び額並びに当該利用者に金銭の支払を求める理由について書面によつて明らかにするとともに、当該利用者の同意を得なければならない。

第六章を第二章とする。

第七章中第七十四条を第二十五条とし、第七十五条を第二十六条とし、第七十六条を第二十七条とする。

第七十七条中「第三十一条、第三十二条、第四十七条及び第七十二条」を「第二十条から第二十二条ま

で及び第二十四条」に改め、第七章中同条を第二十八条とする。

第七章を第三章とする。

第八章中第七十八条を第二十九条とし、第七十九条から第八十一条までを四十九条ずつ繰り上げる。

第八十二条中「第三十一条、第三十二条、第三十四条、第四十七条及び第七十二条」を「第二十条から第二十四条まで」に改め、第八章中同条を第三十三条とする。

第八章を第四章とする。

第九章中第八十三条を第三十四条とし、第八十四条から第八十六条までを四十九条ずつ繰り上げる。

第八十七条第一項第四号中「貸出閲覧員」の下に「又は情報支援員」を加え、同項第五号中「校正員」の下に「又は音声訳指導員」を加え、第九章中同条を第三十八条とする。

第九章中第八十八条を第三十九条とし、第八十九条を第四十条とし、第九十条を第四十一条とする。

第九十一条中「第三十一条、第三十二条、第三十四条第二項、第四十七条及び第七十二条」を「第二十条から第二十二條まで、第二十三条第二項及び第二十四条」に改め、第九章中同条を第四十二条とする。

第九章を第五章とする。

附則第二条から第五条までを次のように改める。

第二条から第五条まで 削除

（厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部改正）

第三十二条 厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成十五年厚生労働省令第三百三十二号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条 削除

第四条を削る。

第四条の二の前の見出し、同条及び第四条の三を削る。

第四条の四各号列記以外の部分中「児童デイサービス又は障害者デイサービスが」を「生活介護（障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第六項に規定する生活介護をいう。以下同じ。）若

しくは自立訓練（同条第十三項に規定する自立訓練をいう。以下同じ。）又は児童デイサービス（同条第七項に規定する児童デイサービスをいう。以下同じ。）が」に、「児童デイサービス又は障害者デイサービス」を「生活介護若しくは自立訓練又は児童デイサービスを」に、「障害児、身体障害者（身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条に規定する身体障害者）」を「障害者（同法第四条第一項に規定する障害者）」に、「知的障害者」を「障害児（同条第二項に規定する障害児をいう。以下この条において同じ。）」に、「児童デイサービス又は障害者デイサービスと」を「生活介護若しくは自立訓練又は児童デイサービスと」に、「基準該当児童デイサービス事業所又は基準該当障害者デイサービス事業所」を「基準該当生活介護事業所（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第 号）第九十四条に規定する基準該当生活介護の事業を行う事業所をいう。）若しくは基準該当自立訓練事業所（同令第六十三条に規定する基準該当自立訓練（機能訓練）又は同令第七十二条に規定する基準該当自立訓練（生活訓練）の事業を行う事業所をいう。）又は基準該当児童デイサービス事業所（同令第八条第一項に規定する基準該当児童デイサービス事業所をいう。）」に、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備

及び運営に関する基準等に関する省令第三章第三節第五款（同令第七十三条（同令第五十九条第二項から第五項までの規定を準用する部分に限る。）を除く。）及び第三章第五節第五款（同令第一百四条（同令第九十五条第二項から第六項まで）を「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第四章第五節（同令第九十五条を除く。）」、第九章第五節（同令第六十四条を除く。）及び第十章第五節（同令第七十三条を除く。）並びに第五章第五節（同令第一百一一条（同令第一百一条第二項から第五項まで）に改め、同条第一号、第二号及び第四号中「児童デイサービス又は障害者デイサービス」を「生活介護若しくは自立訓練又は児童デイサービス」に、「障害児、身体障害者又は知的障害者」を「障害者又は障害児」に改め、同条第五号中「児童デイサービス又は障害者デイサービス」を「生活介護若しくは自立訓練又は児童デイサービス」に、「障害児、身体障害者又は知的障害者」を「障害者又は障害児」に、「知的障害児施設、指定障害者デイサービス事業所」を「指定生活介護事業所（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練事業所（同令第一百五十六条第一項又は第百六十六条第一項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所又は指定自立訓練（生活訓練）事業所を

いう。）、知的障害児施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四十二条に規定する知的障害児施設をいう。）」に改め、同条を第四条とし、同条に見出しとして「（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の特例）」を付する。

別表第三の三の項中「サテライト型障害者施設設置事業」を「削除」に改め、「第三条」を削り、同表の四の項中「入居定員を三人以上七人以下とする指定知的障害者生活援助事業」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業」に改める。

（厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部改正に伴う経過措置）

第三十三条 法附則第四十一条第一項又は第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた同法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法第二十九条に規定する身体障害者更生施設、同法第三十条に規定する身体障害者療護施設若しくは同法第三十一条に規定する身体障害者授産施設又は法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設若しくは同法第二十一条の七に規定する知的障害者授産施設（これらの施設のうち

ち、通所による支援のみを行うものを除く。以下この条において「施設本体」と総称する。）の設置者が当該施設本体の入所者を支援するために設ける施設であつて当該施設本体と一体的に運営するものについては、施行日から法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、当該施設（以下この条において「経過的サテライト型施設」という。）は、施設本体と一体のものとして取り扱うことができる。この場合において、当該施設本体及び経過的サテライト型施設の設備及び人員の配置については、第三十一条の規定による改正前の身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準並びに第一条の規定による廃止前の知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準、指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準及び指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準並びに同条第二項に規定する基準によるものとする。

（独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正）

第三十四条 独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十六年厚生労働省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第三号中「第七条」を「第七条第一項」に改め、同条第四号を次のように改める。

四 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設

附則第五条第五号中「並びに同法第五十条の二第一項に規定する精神障害者社会復帰施設のうち、精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉ホーム及び精神障害者地域生活支援センター」を削り、同号の次に次の一号を加える。

五の二 障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第六項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援を行うものに限る。）を行う施設

附則第五条第七号を次のように改める。

七 障害者自立支援法第五条第二十一項に規定する地域活動支援センター及び同条第二十二項に規定する福祉ホーム

附則第五条第十号中八を削り、二を八とし、ホをニとする。

（独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

第三十五条 施行日から法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、前条の規定による改正後の独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令附則第五条第四号中「障害者支援施設」とあるのは、「障害者支援施設及び障害者自立支援法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた同項に規定する身体障害者更生支援施設（同法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第二十九条に規定する身体障害者更生施設及び同法第三十条に規定する身体障害者療護施設に限る。）」と、附則第五条第五号の二中「行う施設」とあるのは、「行う施設並びに障害者自立支援法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設（同法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十条の二第二項に規定する精神障害者生活訓練施設及び同条第三項に規定する精神障害者授産施設に限る。）及び障害者自立支援法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた同項に規定する知的障害者援護施設（同法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和三十年法律第三十七号）第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設に限る。）」と、附則第五条第七号

中「福祉ホーム」とあるのは「福祉ホーム並びに障害者自立支援法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設（同法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十条の二第四項に規定する精神障害者福祉ホーム（障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）附則第八条の二の厚生労働大臣が定めるものを除く。）に限る。）とする。

（次世代育成支援対策推進法第十一条第一項に規定する交付金に関する省令の一部改正）

第三十六条 次世代育成支援対策推進法第十一条第一項に規定する交付金に関する省令（平成十七年厚生労働省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第七条」を「第七条第一項」に改める。

附 則

この省令は、平成十八年十月一日から施行する。

